

## 業務委託契約書（案）

沖縄県衛生環境研究所長 国吉秀樹（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは次のとおり委託契約を締結し、信義に従いこれを履行する。

1. 業務の名称 令和2年度モデル実験区内におけるハブ捕獲器の設置及び管理業務

2. 履行期間 着手 契約締結日から  
完了 令和 年 月 日

3. 業務内容 別紙仕様書のとおり

4. 契約金額 ￥ ー  
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ ー）

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

消費税額及び地方消費税額は税率に変動がある場合は甲乙協議のうえこれを改定する。

5. 契約保証金

沖縄県財務規則第101条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上を県に納付すること。ただし、同規則101条第2項第1号から第3号に該当する場合は免除する。

（総則）

**第1条** 乙は、別紙仕様書に基づき頭書の契約金額をもって令和2年度モデル実験区内におけるハブ捕獲器の設置及び管理業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

2 別紙仕様書に明記されていない事項があるときは、甲と乙で協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

（業務実施計画書）

**第2条** 乙は、契約締結後直ちに甲と協議の上、作業内容及び経費の内訳を記載した業務実施計画書を作成し甲の承諾を得なければならない。

（権利・義務の譲渡等の禁止）

**第3条** 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(再委託等の禁止)

**第4条** 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任、若しくは請け負わせてはならない。

(健康管理)

**第5条** 乙は、乙の従業員の健康、衛生並びに労働法規上の人事及び厚生面の一切の責任を負うものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

**第6条** 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(業務体制)

**第7条** 乙は作業に従事する職員への安全対策を徹底すること。

**第8条** 乙は、甲から作業責任者及び作業員（以下「作業従事者」という。）の経歴書の提出を求められた場合、提出しなければならない。また、業務従事者を変更する場合は甲の承諾を得なければならない。

**第9条** 甲は、業務従事者が怠惰その他の理由により委託業務を実施することが困難と認めた場合は、乙に業務従事者の変更を申し出ることができ、甲乙協議してこれを処理する。

(業務の調査報告)

**第10条** 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査をし、報告を求めることができる。

2 甲は、前項の規定による報告の結果、必要があると認めるときは、乙に対し適当な措置をとるべきことを指示することができる。

(業務の変更)

**第11条** 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙と協議のうえこの契約の内容を変更することができる。

- (1) 賃金、物価等に著しい変動があったとき。
- (2) 天災その他の災害により著しい被害を受けたとき。
- (3) 行政目的上、又はその他の理由により、この契約の内容について仕様を変更し、あるいはこの契約の履行を中止し、又は打ち切る必要が生じたとき。

2 前項に規定する協議が、甲が定めた協議開始の日から30日以内に整わない場合には、

前項に規定する変更の内容は甲が定めるものとする。

- 3 第1項の規定により契約を変更した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

(計画変更の承認)

**第12条** 乙は、実施計画書の内容を変更しようとするときは、甲の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更については、この限りではない。

- (1) 変更に係る内容が軽微なもの（実施計画書で定める各費目間の20パーセント以内の流用（人件費への流用及び一般管理費への流用を除く。））である場合
- (2) 天変地異その他やむを得ない事由により、委託した事業を変更しなければならない場合。

- 2 甲は、前項に定める事項の承認をするときは、条件を付すことができる。

(第三者に及ぼした損害)

**第13条** 業務の執行に際し、第三者に損害を及ぼしたときは、甲の責に帰すべき事由による場合のみ甲の負担とする。

(業務完了報告及び検査)

**第14条** 乙は、この委託事業の完了後1カ月以内又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書及び支出明細書を作成し、甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の事業実績報告書の提出を受けた日から10日以内に事業完了の確認、検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の結果不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、自己の負担で指定期限内に補正して、甲の確認、検査を受けなければならない。この場合における甲の確認、検査については、第2項の規定を準用する。

(委託料の額の確定)

**第15条** 甲は、前条第2項の規定により実施した検査の結果が、本契約の内容に適合するものであると認められるときは、支払いすべき委託料の額を確定し、乙に通知するものとする。

(委託料の請求及び支払)

**第16条** 委託料の支払いは、原則、精算払いとする。

- 2 乙は、第14条の規定による検査に合格したとき、委託業務料の支払いを請求することができる。
- 3 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に乙に委

託料を支払わなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により必要があると認められる金額については、第1項の規定にかかわらず概算払い（契約金額の30%以内）をすることができる。
- 5 乙が前項の規定により概算払を受領している場合であって、当該概算払の合計額が第14条の規定による確定した額に満たない場合には、第2項を準用する。
- 6 甲が、第4項の規定により乙に支払った金額が、第8条の規定による確定した額を超過した場合、乙はその超過額を甲に返還しなければならない。
- 7 甲は、乙が所定の事業を実施していないと認めた場合、又は事業の目的外に経費を使用していると認めた場合には、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 8 支払われる委託料の限度額は契約金額である。
- 9 沖縄県の規定に基づき、一般管理費は直接人件費に直接経費を加えた額に10%をかけた額以内とする。

（消費税率の改定に伴う留意事項）

**第17条** 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

（帳簿等の整備）

**第18条** 乙は、委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかなければならない。

- 2 乙は、委託業務に要した経費を甲が指示する項目に従って前項の帳簿に記載し、その支出内容を証明又は説明する書類を整理して保管しなければならない。
- 3 前項の支出内容を証明する書類とは、乙が通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、見積書（相見積りを含む。）、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、委託業務に従事する者の給与支払を示す台帳及び出張伝票等をいう。
- 4 第2項の支出内容を説明する書類とは、函面、カタログ、発注書、予定価格書、出庫伝票、製作設計費の内訳に関する書類、加工費の内訳に関する書類、光熱水料の内訳に関する書類、委託業務に従事する者毎の業務従事期間、業務内容等を記載した業務日誌及び労務費積算書等をいう。
- 5 第2項の帳簿及び書類の保管期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度（甲の事業年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。）の終了日の翌日から起算して5年間とする。

（契約の解除）

**第19条** 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく解除を申し出たとき。

- (2) 乙の責に帰すべき事由により業務を完了する見込みがないと認められるとき。
  - (3) 第3条から第7条までの規定に違反したとき。
  - (4) 乙が以下のいずれかに該当する者であるとき。
    - ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）
    - イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）
    - ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
    - エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
    - オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
    - カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
    - ク) 役員等（乙が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者、乙が個人である場合にあっては当該個人以外の者である支配人又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者であるものをいう。）にイ) からキ) までに掲げる者がいる者
    - ケ) イ) からキ) までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者
    - コ) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がア) からケ) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
    - サ) ア) からケ) までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約（2次以降の再委託契約及び当該再委託契約に係るその他の契約を含む。）の相手方としていた場合 {コ} に該当する場合を除く。} に、甲からの当該契約の解除の求めに従わなかった者
  - (5) その他、乙の違反行為により、契約目的を達することができないと明らかに認められるとき。
- 2 前項第1号から第4号までの規定により、本契約が解除された場合は、乙は、委託料金の100分の10を違約金として、甲に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定により本契約が解除されたときは、乙は、その損害賠償を請求することはできない。

**第20条** 甲は、前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項により契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

**第 21 条** 乙は、次の各号に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第 11 条に基づく業務内容を変更したため、契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。
  - (2) 甲が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能になったとき。
- 2 乙は、前項の規定により本契約を解除しようとするとき、30 日前までに甲に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により、契約を解除した場合は前条第 2 項の規定を準用する。

(違約金)

**第 22 条** 甲は、乙が委託費を返還しなければならない場合において、これを甲の定める期間に納付しなかったときは、納期の期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納分の額に年 2.6 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができるものとする。

(業務の中止・延期)

**第 23 条** 甲及び乙は、天災やその他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、その日の業務を中止し、翌日以降に延期することができる。甲又は乙は、その責を負わないものとする。

2 前項により中止が決定した場合は、直ちに甲乙協議し、業務工程の変更を行い、乙は業務の再開に向けた準備を行うこと。

(秘密の保持)

**第 24 条** 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、乙の従業員はもとより、本業務に従事した者は、本業務の過程において知り得た秘密事項を甲の許可なく、何人にも漏洩してはならないものとする。

2 前項に規定した内容に違反したことにより、甲が損害を被った場合には、甲は乙に対し、損害賠償請求、刑事告訴などの法的処分をとる場合もあることを、乙は十分に理解すること。

(著作権)

**第 25 条** 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」とする）は、沖縄県が保有するものとする。

2 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」とする）の著作権等は、個々の著作権者等に帰属するものとする。

3 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に

必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

(管轄裁判所)

**第26条** 本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(契約事項及び契約外事項についての疑義)

**第27条** この契約事項及び契約外事項について疑義が生じた場合、必要に応じて甲乙協議してこれを処理するものとする。

(契約締結に要する費用)

**第28条** 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(不当介入に関する通報・報告)

**第29条** 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約事項及び契約外事項についての疑義)

**第30条** この契約事項及び契約外事項について疑義が生じた場合、必要に応じて甲乙協議してこれを処理するものとする。

本契約の証として、本書を2通作成し、当事者の件名押印の上各自1通を保有する。

令和〇年 〇月 〇日

(甲) 委託者

沖縄県うるま市字兼箇段 17 番地 1  
沖縄県衛生環境研究所  
所 長 国吉 秀樹 印

(乙) 受託者

〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇 印